

# 所得税還付申告、住民税申告及び申告相談

▼問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

■受付期間 … 1月19日(木)～2月15日(水)

■受付場所 … 当別町役場1階 大会議室

■受付時間 … 9時～11時30分、13時～16時

## 所得税の還付申告が出来る方 (給与収入・年金収入のみの方)

- ①所得税額を正しく計算すると還付になる方
- ②退職所得があり、源泉徴収税額が還付になる方
- ③新築住宅や中古住宅を取得して入居された方や、住宅の増改築をされた方
- ④寄附金控除、医療費控除等を受けることができる方など

### 必要書類

#### ①～④共通および住民税申告

- ・源泉徴収票(コピーは不可) ・印鑑
- ・金融機関等の口座番号が分かるもの(本人名義)
- ・健康保険料及び介護保険料の領収書
- ・国民年金保険料支払証明書
- ・生命保険、地震保険料控除証明書

#### ■医療費控除を受ける方

- ・医療費控除は年間医療費支払額が10万円又は合計所得金額の5%のいずれか少ない方を超えた場合に適用できます。
- ・1年分の医療費等を病院別に事前に集計し、医療費の明細書等に記載してください。明細書は税務課税務係に用意してあります。

#### ■寄附金控除を受ける方

- ・領収書又は振込依頼書の控えを持参してください。(詳細については税務係までご連絡ください)

## 住民税の申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申込みや児童手当及び各種手続きに所得課税証明書が必要な方は住民税の申告が必要です。

#### ■公的年金等を受給されている方

税制改正により公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は所得税の確定申告が必要なくなりましたが、住民税の申告は必要ですので、該当の方は必ず申告してください。

## 白色事業所得者(営業・不動産等) を対象とした収支内訳書の記載相談

町では円滑な申告受付事務を行うために、事前に下記の期間を収支内訳書の記載相談として設けましたので、事前に必要な書類等を整理のうえ、お気軽にお越しください。

#### ■収支内訳書の記載相談日

1月19日(木)～2月15日(水) 役場1階大会議室  
収支内訳書記載相談は上記期間の午前中としますが、都合の悪い方はこの限りではありません。

## 法定調書関係書類等の提出について

関係書類等の提出は、次のとおりです。

■提出期限 1月31日(火)

■提出場所 ・給与支払報告書(総括表・個人別明細) 役場税務係(役場1階)  
・上記以外の書類 札幌北税務署

## 今年の確定(還付)申告会場は 混雑が予想されます

平成23年分確定申告は、東日本大震災の被災地に係る寄附金控除を受けられる方が大幅に増加し、確定申告会場が大変混雑することが予想されます。

医療費控除や寄附金控除による還付のみの申告者については「e-Tax」や、数字入力だけで申告書を作成できる国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」での申告書作成をお勧めしています。

## おうちで作成、ネットで申告 e-Tax

e-Taxは最高4,000円の税額控除(平成19～23年分の間でいずれか1回)や、添付書類の提出又は提示を省略することができるなどのメリットがあります。確定申告期間は、自宅から24時間利用可能な国税庁ホームページを是非ご利用ください。

確定申告期間内は当別町役場確定申告会場でもe-Tax専用パソコンを設置しております(e-Taxのご利用には別途住基カードが必要です)。

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～ 高額介護合算療養費及び医療費通知について ～

### 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、「病院にかかったとき」と「介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計が表の基準額（限度額）を超えた場合は、超えた額が「高額介護合算療養費」として支給されます。

なお、手続きには住民課国保・後期高齢者医療係（☎23 - 2467）への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は、高額介護合算療養費対象となりません。
- 支給額が500円未満の場合は支給されません。



### 自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		67万円
1割	一般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

### 後期高齢者医療費通知について

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、皆様の医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

今回の発行は、3月（平成23年7～12月の医療費を対象）に行います。

- 新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または住民課国保・後期高齢者医療係までご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。
- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- 医療費通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- この通知を確定申告（医療費控除）の際の領収書として使うことはできません。

問  
合  
せ

北海道後期高齢者医療広域連合  
（☎011 - 290 - 5601）

住民課国保・後期高齢者医療係  
（☎23 - 2467）